

議案第 36 号

ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例及びひたちなか市建築
審査会条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例及びひたちなか市建築審査会条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例及びひたちなか市建築
審査会条例の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成6年条例第25号)の
一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(ひたちなか市建築審査会条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市建築審査会条例(平成6年条例第165号)の一部を次のよ
うに改正する。

第9条中「署名押印して」を「記名して」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

ひたちなか市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、災害、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、やむを得ないと認められる場合には宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>私は、市民がまちづくりの主役であることを定めるひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例を尊重することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊞</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、災害、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、やむを得ないと認められる場合には宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>私は、市民がまちづくりの主役であることを定めるひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例を尊重することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	

ひたちなか市建築審査会条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(会議録) 第9条 会長は、会議終了後速やかに会議録を調製し、会長及び出席した委員2人以上が署名押印して、これを保存しなければならない。</p>	<p>(会議録) 第9条 会長は、会議終了後速やかに会議録を調製し、会長及び出席した委員2人以上が記名して、これを保存しなければならない。</p>	